

広島市告示(佐伯区)第103号
令和7年9月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年9月18日から同年10月2日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯4区 118号線	佐伯区海老園二丁目 345番地13地先から 佐伯区海老園二丁目 345番地13地先まで	令和7年9月18日